

令和5年度における環境物品等の調達実績の概要

国立大学法人長崎大学

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号。以下「法律」という。）第8条第1項の規定に基づき、令和5年度における環境物品等の調達実績の概要を取りまとめたので公表する。

1. 令和5年度の経緯

令和5年度については、国立大学法人長崎大学における「環境物品等の調達の推進を図るための方針」を策定・公表し、これに基づいて環境物品等の調達を推進した。

2. 調達実績の概要

(1) 特定調達品目の調達状況

- ・ 各特定調達品目の調達量等については、別表「令和5年度特定調達品目調達実績取りまとめ表」のとおりである。
- ・ 調達方針において、総調達量に対する基準を満たす物品・役務等の調達量の割合により目標設定を行う品目については、すべて100%を目標としていたところであり、すべての品目について目標を達成した。

(2) その他の物品、役務の調達に当たっての環境配慮の実績

- ・ 環境物品等の調達の推進に当たって、できる限り環境への負荷の少ない物品等の調達に努めることとし、環境物品等の判断基準を超える高い基準のものを調達すること、また、グリーン購入法適合品が存在しない場合についても、エコマーク等が表示され、環境保全に配慮されている物品を調達することについて配慮した。
- ・ 物品等を納品する事業者、役務の提供事業者、公共工事の請負事業者に対して事業者自身が、環境物品等の調達を推進するように働きかけた。

(3) 当該年度調達実績に関する評価

- ・ 令和5年度においては、調達方針に定めた目標を達成した。
- ・ 令和6年度以降の調達においても、グリーン購入法の趣旨を学内全体及び関係業者等に引き続き徹底し、目標の達成に努めていくこととする。